

地質・土質調査業務共通仕様書の一部改正について

改正案 (R02.04 改正)	現 行
<p><b>第1章 総則</b> <b>第1節 総則</b> <b>第1-1条~第1-9条 [略]</b></p> <p><b>第1-10条 業務計画書</b> 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。 2~4 [略]</p> <p><b>第1-11条 業務実績データの作成及び登録</b> 受注者は、業務委託料が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>2 業務実績データの登録は、原則として以下の期限内に登録申請を行い、監督職員の承認を受けるものとする。</p> <p>(1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内。[削除]</p> <p>(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内。[削除]</p> <p>(3) 業務完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内[削除]とし、訂正時の登録は適宜行うものとする。</p> <p><b>第1-12条 ~第1-16条 [略]</b></p> <p><b>第1-17条 成果物の提出</b> 2~3 [略]</p> <p>4 成果物は、原則として「地質・土質調査成果電子納品要領（案）本編及び付属資料」農業土木工事編（香川県農政水産部[削除]）に基づいて作成した電子データにより提出するものとする。</p> <p><b>第1-18条 ~ 第1-39条 [略]</b></p> <p><b>第2章 ~ 第12章 [略]</b></p>	<p><b>第1章 総則</b> <b>第1節 総則</b> <b>第1-1条~第1-9条 [略]</b></p> <p><b>第1-10条 業務計画書</b> 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。 2~4 [略]</p> <p><b>第1-11条 業務実績データの作成及び登録</b> 受注者は、業務委託料が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、調査職員に提出するものとする。また、速やかに、登録機関から発行される業務実績登録通知を調査職員に提出しなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>2 業務実績登録通知の提出は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。</p> <p>(1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を調査職員に提出する。</p> <p>(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を調査職員に提出する。</p> <p>(3) 業務完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を調査職員に提出するものとし、訂正時の登録は適宜行うものとする。</p> <p><b>第1-12条 ~第1-16条 [略]</b></p> <p><b>第1-17条 成果物の提出</b> 2~3 [略]</p> <p>4 成果物は、原則として「地質・土質調査成果電子納品要領（案）本編及び付属資料」農業土木工事編（香川県農政水産部平成17年10月版）に基づいて作成した電子データにより提出するものとする。</p> <p><b>第1-18条 ~ 第1-39条 [略]</b></p> <p><b>第2章 ~ 第12章 [略]</b></p>

測量業務共通仕様書の一部改正について

改正案 (R02.04 改正)	現 行
<p><b>第1条～第10条</b> [略]</p> <p><b>第11条 業務計画書</b> 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。 2～4 [略]</p> <p><b>第12条 業務実績データの作成及び登録</b> 受注者は、業務委託料が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>2 業務実績データの登録は、原則として以下の期限内に登録申請を行い、監督職員の承認を受けるものとする。</p> <p>(1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内。[削除]</p> <p>(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内。[削除]</p> <p>(3) 業務完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内[削除]とし、訂正時の登録は適宜行うものとする。</p> <p><b>第13条～第17条</b> [略]</p> <p><b>第18条 成果物の提出</b> 2 [略]</p> <p>3 成果物は、原則として「地質・土質調査成果電子納品要領（案）本編及び付属資料」農業土木工事編（香川県農政水産部[削除]）に基づいて作成した電子データにより提出するものとする。</p> <p><b>第19条～第39条</b> [略]</p>	<p><b>第1条～第10条</b> [略]</p> <p><b>第11条 業務計画書</b> 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。 2～4 [略]</p> <p><b>第12条 業務実績データの作成及び登録</b> 受注者は、業務委託料が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、調査職員に提出するものとする。また、速やかに、登録機関から発行される業務実績登録通知を調査職員に提出しなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>2 業務実績登録通知の提出は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。</p> <p>(1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を調査職員に提出する。</p> <p>(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を調査職員に提出する。</p> <p>(3) 業務完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を調査職員に提出するものとし、訂正時の登録は適宜行うものとする。</p> <p><b>第13条～第17条</b> [略]</p> <p><b>第18条 成果物の提出</b> 2 [略]</p> <p>3 成果物は、原則として「地質・土質調査成果電子納品要領（案）本編及び付属資料」農業土木工事編（香川県農政水産部平成17年10月版）に基づいて作成した電子データにより提出するものとする。</p> <p><b>第19条～第39条</b> [略]</p>

設計業務共通仕様書の一部改正について

改正案 (R02.04 改正)

現 行

第1章 総則

第1節 総則

第1-1条～第1-10条 [略]

第1-11条 業務計画書

受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

2～4 [略]

第1-12条 業務実績データの作成及び登録

受注者は、業務委託料が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

2 業務実績データの登録は、原則として以下の期限内に登録申請を行い、監督職員の承認を受けるものとする。

(1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内。[削除]

(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内。[削除]

(3) 業務完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内[削除]とし、訂正時の登録は適宜行うものとする。

第1-13条～第1-16条 [略]

第1-17条 成果物の提出

2～3 [略]

4 成果物は、原則として「地質・土質調査成果電子納品要領（案）本編及び付属資料」農業土木工事編（香川県農政水産部[削除]）に基づいて作成した電子データにより提出するものとする。

第1-18条～第1-39条 [略]

第2章 [略]

第1章 総則

第1節 総則

第1-1条～第1-10条 [略]

第1-11条 業務計画書

受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

2～4 [略]

第1-12条 業務実績データの作成及び登録

受注者は、業務委託料が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、調査職員に提出するものとする。また、速やかに、登録機関から発行される業務実績登録通知を調査職員に提出しなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

2 業務実績登録通知の提出は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。

(1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を調査職員に提出する。

(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を調査職員に提出する。

(3) 業務完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を調査職員に提出するものとし、訂正時の登録は適宜行うものとする。

第1-13条～第1-16条 [略]

第1-17条 成果物の提出

2～3 [略]

4 成果物は、原則として「地質・土質調査成果電子納品要領（案）本編及び付属資料」農業土木工事編（香川県農政水産部平成17年10月版）に基づいて作成した電子データにより提出するものとする。

第1-18条～第1-39条 [略]

第2章 [略]

用地調査等業務共通仕様書の一部改正について

改正案 (R02.04 改正)

現 行

第1章 総則

第1条～第11条 [略]

第12条 業務実績データの作成及び登録

受注者は、業務委託料が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

2 業務実績データの登録は、原則として以下の期限内に登録申請を行い、監督職員の承認を受けるものとする。

(1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内。[削除]

(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内。[削除]

(3) 業務完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内[削除]とし、訂正時の登録は適宜行うものとする。

第13条～第38条 [略]

第2章 用地調査等業務の基本的処理

第1節 用地調査等業務の実施手続

第39条～第40条 [略]

第41条 業務計画書

受注者は、契約締結後14日以内に共通仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に、作業計画書を作成し、調査職員に協議し提出しなければならない。

2～5 [略]

第42条～第44条 [略]

第2節 [略]

第3章～第22章 [略]

第1章 総則

第1条～第11条 [略]

第12条 業務実績データの作成及び登録

受注者は、業務委託料が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、調査職員に提出しなければならない。また、速やかに、登録機関から発行される業務実績登録通知を調査職員に提出しなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

2 業務実績登録通知の提出は、原則として以下の期限内に手続を行うものとする。

(1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内 に登録通知を調査職員に提出する。

(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内 に登録通知を調査職員に提出する。

(3) 業務完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内 に登録通知を調査職員に提出するものとし、訂正時の登録は適宜行う。

第13条～第38条 [略]

第2章 用地調査等業務の基本的処理

第1節 用地調査等業務の実施手続

第39条～第40条 [略]

第41条 業務計画書

受注者は、契約締結後15日以内に共通仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に、作業計画書を作成し、調査職員に協議し提出しなければならない。

2～5 [略]

第42条～第44条 [略]

第2節 [略]

第3章～第22章 [略]